## 議案第24号

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を 求める。

平成9年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 9年 3月 21日 原案可決 三朝町議会議長 西村武津美

## 三朝町条例第 号

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

国民宿舎事業の設置等に関する条例(昭和41年三朝町条例第30号)の一部を次のように改正する。

題名中「国民宿舎事業」を「三朝町営国民宿舎事業」に改める。

第2条中「するため、国民宿舎三朝温泉会館」を「させるため、三朝町営国民 宿舎ブランナールみささ」に改める。

第3条を次のように改める。

(法の適用)

第3条 法第2条第3項の規定に基づき、国民宿舎事業に法の規定の全部を適用 する。

第4条第2項中「の名称及びその規模」を削り、同項の表を次のように改める。

施設の名称	所 在 地	収容定員
三朝町営国民宿舎ブランナールみささ	三朝町大字三朝 388番地の1	宿泊 175人 休憩 566人

第6条中「1万円以上」を「10万円以上」に改める。

第8条第1項中「に基づき、」を「による」に、「を提出する期日」を「の提出」に改め、「毎事業年度」を削り、「5月31日まで」の次に「に行うもの」を加え、同条第3項中「業務の状況を説明する」を「同項の」に改める。

第9条中「企業管理規程」を「国民宿舎事業管理規程」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(国民宿舎事業に地方公営企業法の規定を適用する条例の廃止)

2 国民宿舎事業に地方公営企業法の規定を適用する条例(昭和38年三朝町条例 第21号)は、廃止する。